

(別紙)

## 報 告 書

平成27年7月8日付第201500057205号意見公表の理由は下記のとおりです。

### 1 調査の内容

#### (1) 推進員会議の開催

平成27年2月10日より計5回、推進員会議を開催し、調査及び審査を行った。  
また、申出者に対する面接調査により、申出者の主張を確認した。

#### (2) 調査方法及び調査結果

##### ア 調査方法及び調査項目

下記のとおり。

##### (ア) 公表資料収集による調査

- a 中国地方輝く女性活躍フォーラム in とっどりのチラシ (以下「チラシ」という。)
- b ホテルニューオータニ鳥取 (以下「ニューオータニ」という。) のホームページ

##### (イ) 地域振興部男女共同参画推進課 (以下「男女課」という。) に対する面接調査

- a つながるネットワーク交流会 (以下「交流会」という。) の参加費の設定について
- b チラシにおける交流会の参加費に関する表記について
- c 今回の申出に関する所感

##### イ 調査結果

上記により、調査した結果は下記のとおりであった。

#### ① 「中国地方輝く女性活躍フォーラム in とっどり」について

鳥取県、輝く女性活躍加速化とっどり会議及び一般社団法人 中国地域ニュービジネス協議会が主催して特別講演及びトークセッションを実施し、その後にゲスト登壇者を囲んだ飲食を伴う交流会を開催した。

チラシには前記の交流会に関して、「時間 17:00～ / 場所 ホテルニューオータニ鳥取本館2階「パリエール」 / 参加費 女性 3,600円、男性 4,200円 \*飲食代」と記載されている。

#### ② レストラン「パリエール」の営業形態について

ニューオータニに入居しているレストラン「パリエール」は、年間を通じて、17時から20時30分の時間帯は「飲み放題・食べ放題」のバイキングスタイルで、男性4,200円、女性3,600円、中学生～19才2,700円、4才～小学生1,700円の定額料金で営業を行っている。交流会の開催された1月23日(金)も前記の形態で営業していた。

#### ③ 交流会の料金等に関する申出人以外からの意見についての男女課の説明

フォーラムに関する問合せ等は多数あったが、特に交流会の料金に関して違和感を感じた等の意見はなかった。また、フォーラムに関するアンケートでも特に意見はなかった。

④交流会の会場選定についての男女課の説明

ニューオータニの別室を借りてケータリング方式で交流会を行うことも検討した（女性と男性の同一料金が可能）が、参加費が高額となり多くの人に参加してもらう趣旨にそぐわないため、ニューオータニ内の既存営業店であるパリエールを会場に選定した。

⑤ 交流会の参加費が女性と男性で異なることについての男女課の説明

パリエールはビアホールの店で男性と女性の料金が違うことは承知していたが、個人として利用する場合でも同様であり、それ以上はあまり意識がなかった。また、飲食を伴うことに県は公費を支出できないため、交流会に関する料金は参加者が直接パリエールに支払う仕組みである。パリエール所定の料金なので、県は男女を同一料金にする等の働きかけはしていない。

⑥参加費の男女の違いに関する説明をチラシに記載することについての男女課の説明

参加費が女性と男性で異なることについて何らかの意見が出る予感があったが、料金設定に県は関係ない、店の定めた料金だなどと、事細かに記載することに違和感を覚え、担当者として敢えてチラシに記載しなかった。

しかし、実際に申出書の意見が出ており、このように感じる人がいることをもう少し考えておく必要があった、配慮不足だったと感じている。

⑦ 今回の申出に対する所感についての男女課の説明

この案件だけではなく、男女共同参画や人権を担当する部局は特に留意が必要。過去にもポスターの作り方に関して不適当な事例などがあった。県民はそういう視点でも注意して見ているということを、担当課として意識しておく必要がある。

※参考資料

- a 中国地方輝く女性活躍フォーラム in とっどりのチラシ
- b ホテルニューオータニ鳥取（以下「ニューオータニ」という。）のホームページの印刷物

2 意見公表の理由

申出の趣旨は、県が主催した「中国地方輝く女性活躍フォーラム in とっどり（輝く女性活躍加速化とっどり会議）」終了後の交流会において、①交流会の参加費に男女差があることに違和感を感じなかったのか、及び、②交流会の広報チラシにおいて男女差を設けた理由を記載する配慮が何故なかったのか、という2点である。

申出者は、男女共同参画課が担当する男女共同参画関連のフォーラムであるにもかかわらず、参加費の男女差についての違和感や配慮の必要性を誰も感じなかったとすれば、県の他の業務分野における男女共同参画への意識も危ぶまれる旨をも指摘している。

調査の結果によれば、男女差が生じた理由についてはやむをえない面があったと認められる。しかしながら、男女差について違和感を持たれる可能性があることを認識しながら、あえて、男女差の理由について説明を省く判断を行ったことについては配慮が不足していたと指摘せざるを得ない。「そこまで書かなければいけないような社会には違和感があった」とのことであるが、そのような配慮に違和感を感じるのか、男女共同参画実現のあらわれと捉えるのかは個々人の考え方によって大きく異なる。フォーラムの性質からして、広報チラシを目にとめる人物は男女共

同参画に関心の深い人物に限られるであろうことを考慮すれば、むしろ後者が多数派である可能性もある。

県は自ら男女共同参画を推し進める立場にあるのであるから、県の施策は常に男女共同参画の視点からの批判に晒されている。そのことを、職員一人一人が常に意識して行動し、県民が県の男女共同参画に関する姿勢について疑問を感じることを無いよう、常に配慮する必要がある。

男女共同参画社会を実現するため、県が今以上に問題意識を持ち、今回の意見公表の内容を今後の業務に活かして頂くことを強く期待する。